

車検を有効期間満了日の2か月前から受けられるのは令和7年4月1日からです!!

残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査（車検）を受けられる期間は、これまで、自動車検査証の有効期間が満了する日の「1か月前」*と規定されていましたが、令和7年4月1日から「2か月前」となります。

今年度末に限っては過渡期のため、
例えば、車検証の有効期間満了日が令和7年5月15日の自動車が

令和7年3月中に車検を受けると 残っていた車検期間が「短縮」されます!!

【2年車検の例】

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年3月31日	令和9年3月30日

有効期間
短縮!!

4月1日以降に車検を受けると…

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年4月1日	令和9年5月15日

※離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、従前より「2か月前」と規定。今般、変更なし。

詳しくは支局担当職員にお尋ねください。

電子車検証の有効期限については、
検査標章（車検ステッカー）または
「車検証閲覧アプリ」にてご確認ください。

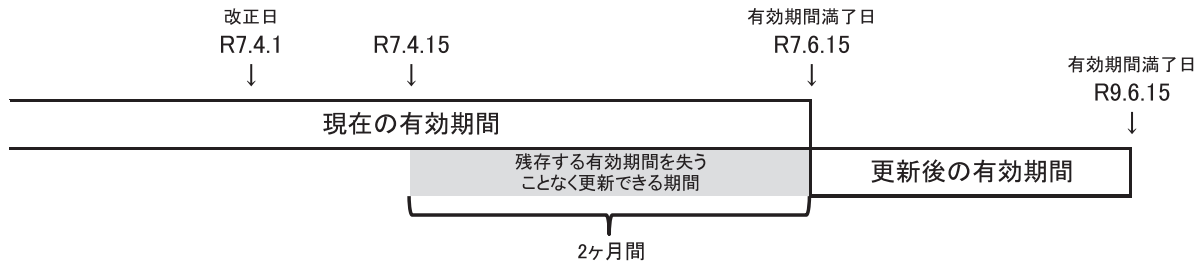
アプリのインストールはこちら

※アプリは WindowsPC 用デスクトップアプリ、
モバイルアプリがございます。



1. 改正後の受検期間の取扱い

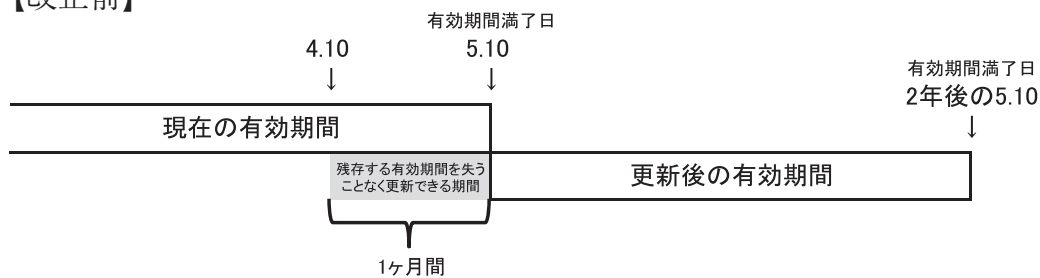
- 車検満了日が6月15日の車を検査場に持ち込む場合は、4月15日から受検が可能。



2. 改正前と改正後の受検期間の違いについて

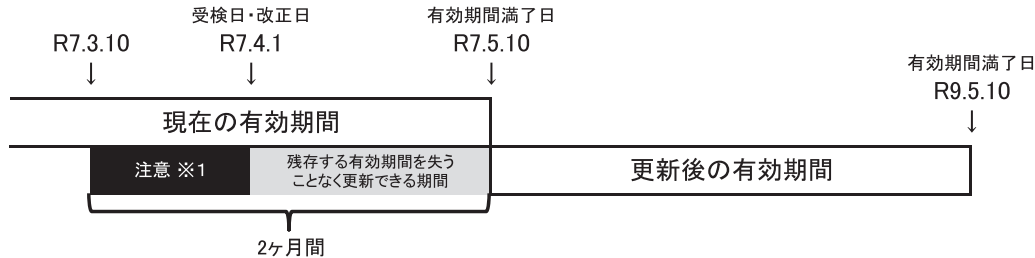
- 車検満了日が5月10日の車を検査場へ持ち込む場合

【改正前】



【改正後】

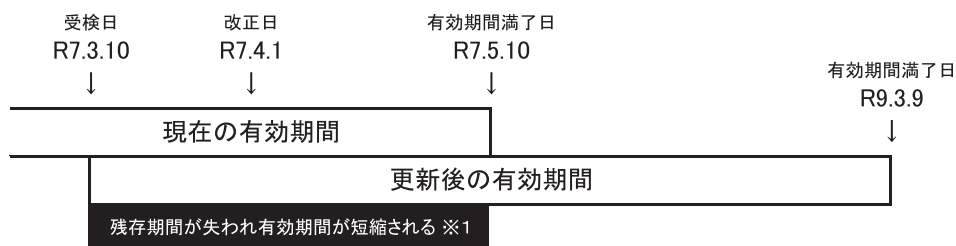
- R7. 4. 1以降に受検した場合



！受検日に注意！

- R7. 3. 10～R7. 3. 31までに受検する場合、注意してください

(下の図は R7. 3. 10に受検した場合)



※1. R7. 3. 31以前に受検した場合、残存する有効期間を失うことなく更新できる期間は1ヶ月間となり、1ヶ月以上前に受検した場合は、受検日から起算した期間になります。

○ここでの受検日とは、継続検査窓口に申請書を提出した日のことであり、保安基準適合証においても同様です。

○記載例は、自家用乗用車が継続検査を受ける場合です。